

# 愛知県立豊野高等学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

### (1) いじめについての基本的な認識

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていきます。

### (2) 学校のいじめに対する基本姿勢

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。

### (3) 育てたい生徒の力

校訓である「真心」を具現化できる生徒を育成するために、本校の重点目標の一つである「心の教育の充実」を図ります。部活動、学校行事、ボランティア活動等の教育活動や学習活動に積極的に取り組ませながら、気力や体力、協調性や社会性、命を尊ぶ意識を養います。

### (4) 職員の役割

学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、保護者等関係者との連携を図りながら適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

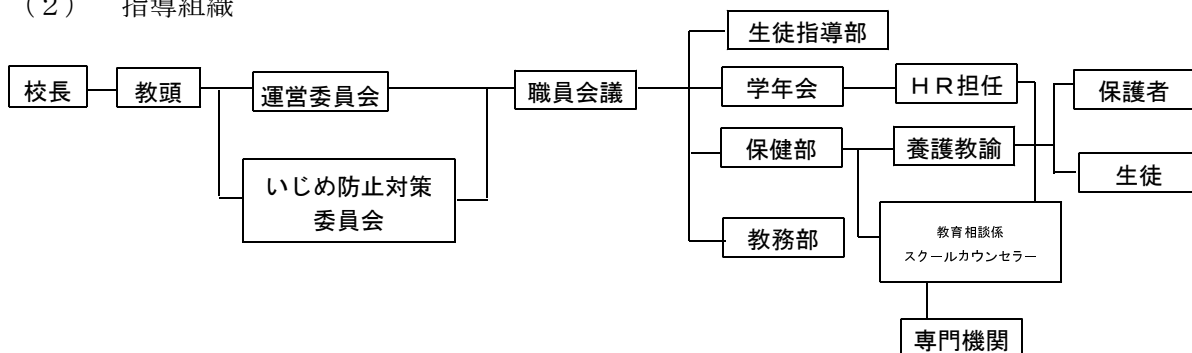
## 2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ防止対策委員会」を設置します。

### (1) 委員会のメンバー

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当  
(必要に応じて、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える)

### (2) 指導組織



(3) 「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 取り組みの検証（P D C Aサイクル）

取組の評価は、学校評価の中に組み入れる

P いじめ防止の年間計画の策定



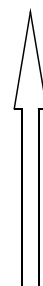
D 取組の実施



C 「中間評価の実施」 9月・2月



A 「年度末評価の結果と検証」 9月・2月



(フィードバック)

イ 教職員への共通理解と意識啓発

(ア) 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う

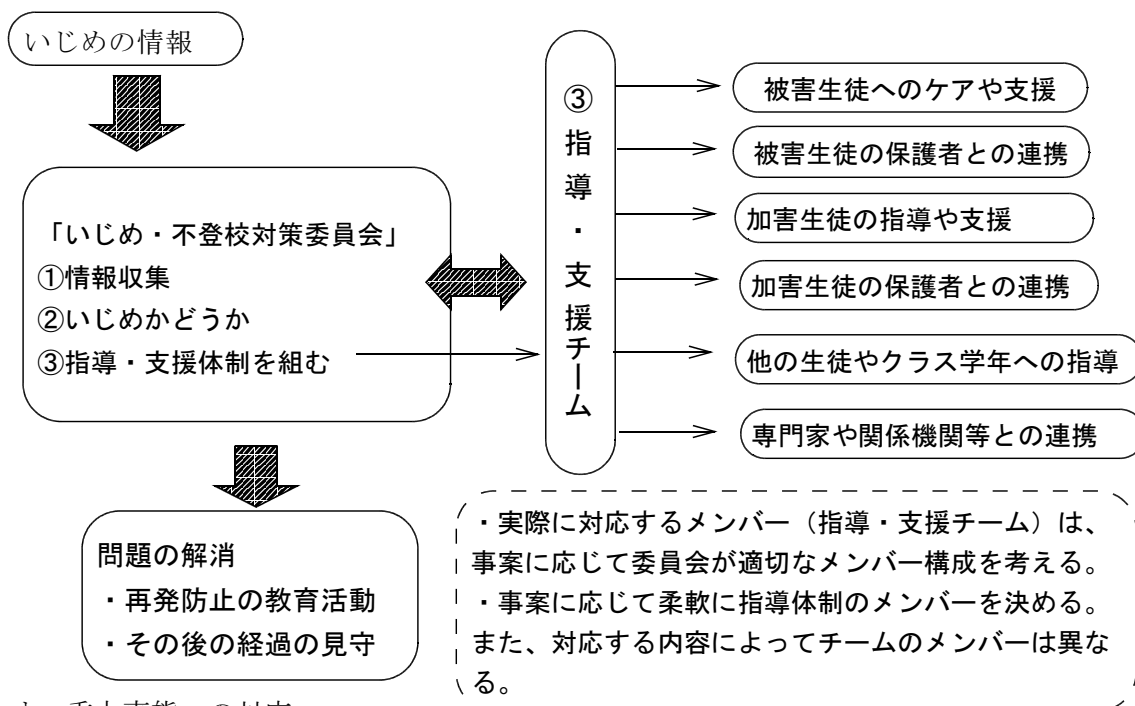
(イ) 「いじめ防止対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する

(ウ) 現職研修・学年会等で、いじめに関する講話やケーススタディを実施する

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及びホームページに掲載する

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

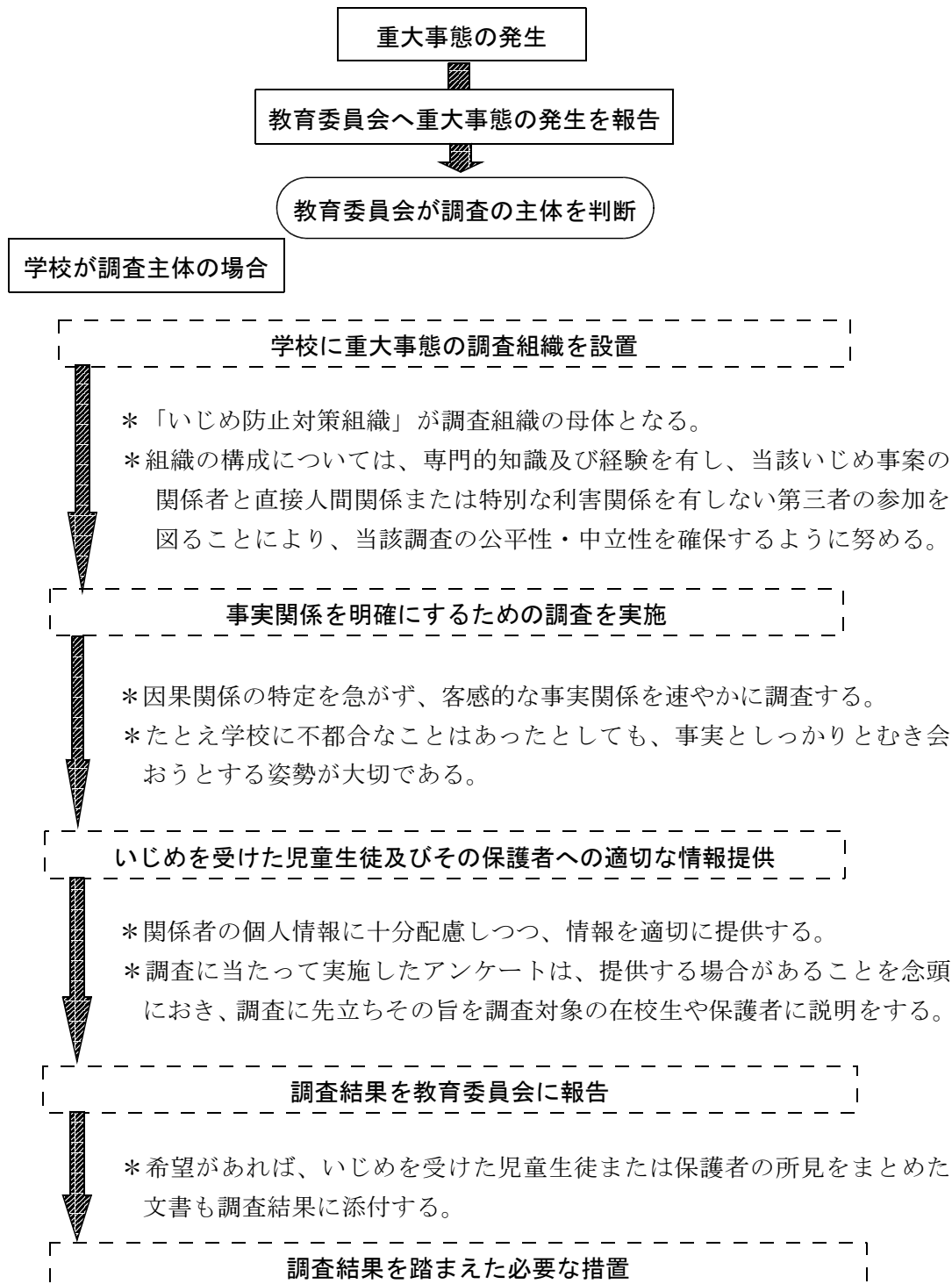
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

## 【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



3 いじめ防止等に関する具体的な取組について

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・ボランティア活動の推進を図る。</p> <p>ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>○体験活動、ボランティア活動の充実【生徒指導部・特別活動部】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→授業研修週間の設定（10月）・公開授業の実施（10月）【教務部・教科会・図書研修部】</p> <p>○各授業における道徳教育【教務部・教科会】</p> <p>○規律の遵守・生命の尊重→全校集会（5月11月1月）【生徒指導部】</p> <p>○生活実態調査（11月）【教務部】</p> <p>○個人面談の実施【学年会】</p> <p>○生活アンケート（いじめアンケートを含む）の実施（7月11月）【生徒指導部】</p> <p>○人権週間での取組→人権講話【生徒指導部】</p>	<p>○指導方針説明（4月）</p> <p>○PTA総会での報告（5月）</p> <p>○PTA理事サーフィガード（5月6月7月9月10月）</p> <p>○公開授業の実施（10月）【教務部・教科会・図書研修部】</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業の公開</p> <p>○PTA理事会報告及び協力依頼（4月6月9月2月）</p>
早期発見	<p>ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。</p> <p>イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。</p> <p>ウ 定期的な「生活アンケート（いじめアンケートを含む）調査」（年2回）の実施や教育相談の充実を図る。</p>	<p>○相談活動の周知（保健だより）（毎月1回）【保健部】</p> <p>○生活アンケート（いじめアンケートを含む）の実施（7月11月）【生徒指導部】</p> <p>○個人面談の実施【学年会】</p> <p>○保護者会の実施（7月12月）【学年会】</p> <p>○教育相談委員会（6月10月2月）【保健部】</p>	

いじめに対する措置	<p>ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。</p> <p>イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。</p> <p>ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。</p> <p>エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。</p> <p>オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	○2の(2)エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応) 参照	
点検・検証 見直し		○学校評価の評価項目とし、「中間評価」(9月)「自己評価」(2月)を行い、「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。	○学校関係者評価委員会(3月)で評価を行う。